

(変更)

2023年9月1日
2025年7月23日

株式会社グロップ 行動計画

企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組む為に、次世代育成支援対策推進法に基づき、行動計画の策定・届出、公表・周知が義務付けられています。

計画期間 2023年9月1日～2025年8月31日までの2年間

目標1

男性の育児休業取得率を

30%に引き上げる

【対策】

2023年9月～「育児のためのガイドブック」を活用した周知活動を実施し、計画期間終了日までに取得率を30%まで引き上げる。

目標2

育児関連休暇制度の水準を引き上げる

【対策】

2023年9月～ 育児に関する休暇制度を見直し、1以上の制度について計画期間終了日までにより高い水準に引き上げる。

目標3

月間平均所定外労働時間を

月平均20時間以内とする

【対策】

2023年9月～

- ・毎月労働時間の集計と業務用PCログ・勤怠打刻データの突合を行い、結果を発信。数値が大きい場合には延長報告や過重労働報告書を提出。更に監査を通じて要因を分析のうえ具体的な改善行動を実施。

目標4

有給休暇の年間取得平均を

10日以上とする

【対策】

2023年9月～

- ・有給休暇取得率の向上を目的とし、責任者からの社内連絡書発信等を通じた啓発活動を実施。計画的な周知を行うことで、連続休暇の取得促進を図る。
- ・毎月有休取得状況の確認を行い発信し、各拠点でも管理することによって取得しやすい環境づくりに繋げる。



株式会社グロップ
次世代育成支援対策推進法